

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱

(令和6年3月29日告示第45号)

(趣旨)

第1条 本市は、子育て世帯の移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して実施する移住・就業等支援事業及び起業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）から本市に移住して就業等した者に対して、予算の範囲内において子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、支援金の交付については、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及びその他法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 支援金の対象として新潟県が選定した法人であって、新潟県が運営するマッチングサイトに求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 起業支援金 新潟県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、1世帯につき50万円とする。

(対象者の要件)

第4条 支援金の対象者は、県実施要領第4に規定する交付要件を全て満たす者とする。

2 県実施要領第4に規定する関係人口の本市における対象範囲は、移住前において次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。

- ア おぢやファンクラブに1年以上登録していること。
- イ 本市にふるさと納税を複数回寄附していること。
- ウ おぢやラインガルテンふれあいの里滞在型農園の利用経験があること。

エ 本市の移住体験ツアーの参加経験があること。

オ 本市と継続して移住相談を行っていること。

カ 本市の関係人口拡大推進事業の名簿に登録していること。

(交付申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小千谷市子育て世帯移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）、就業証明書（子育て世帯移住支援金申請用）（様式第2号）又は起業支援金の交付決定通知書の写しその他必要な書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認めるときは、小千谷市子育て世帯移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、交付決定を行った申請者に対して、申請日から3月以内に支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(再行交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書（再交付）（様式第6号）により、当該申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 新潟県及び本市は、必要があると認めるときは、支援金の交付に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還)

第11条 本市は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当す

るときは、期限を定めて支援金の全額又は半額を返還させることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をしたとき。
- イ 支援金の申請日から3年未満に本市から転出したとき。
- ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出したとき。

(支援金の交付・返還に係る情報提供)

第12条 市長は、前条の規定により返還請求があったときは、支援金の申請情報、支援金受給者の就業先情報及び支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

小千谷市長 あて

年 月 日

小千谷市子育て世帯移住支援金交付申請書兼実績報告書

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第5条の規定により、子育て世帯移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 子育て世帯移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

子育て世帯移住支援金の種類	就業	起業	世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（申請者は含まない。）	人
	テレワーク	関係人口	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「小千谷市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、小千谷市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
世帯員全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担うものとの関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 小千谷市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

6 振込先口座

金融機関	銀行・信金 信組・労金 農協	本店・支店	
フリガナ		預金種別	口座番号
口座名義		普通・当座	No.

(注意) 支援金の申請者と口座名義人は一致していること。

※添付書類

【必要な書類等】

- ① 写真付き身分証明書の写し
- ② 別紙1 (誓約事項)、別紙2 (個人情報取扱)
- ③ 移住元に関する要件を満たすことが確認できる住民票除票の写し (世帯員分を含む)
- ④ 転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類
- ⑤ 振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

【該当する要件ごとに必要となる書類】

- <要件を満たす就業をした場合>
 - ⑥ 就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)
- <要件を満たす起業をした場合>
 - ⑦ 起業支援金の交付決定通知書の写し
- <テレワークの要件に該当する場合>
 - ⑧ 所属先企業等の就業証明書 (自己の意思等を確認できる書類)
- <本市が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合>
 - ⑨ 当該関係人口であることを証する書類等

決裁区分		副市長	課長	室長	係長	事務主任	点検		支出 負担 行為 確認	会計管理者	公印使用

交付の可否	交付決定額	交付決定日	確定額	確定日
交付・不交付	円	. .	円	. .

(別紙1)

小千谷市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び小千谷市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第11条の規定により、速やかに小千谷市に報告し、子育て世帯移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 子育て世帯移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 子育て世帯移住支援金の申請日から3年未満に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(別紙2)

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び小千谷市は、子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定により適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び小千谷市は、当該個人情報について、本事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

小千谷市長 あて

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者名

印

就業証明書 (子育て世帯移住支援金申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先 導的人材マッチン グ事業を利用して いる場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

小千谷市子育て移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び小千谷市の求めに応じて、新潟県及び小千谷市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

小千谷市長 あて

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者名

印

就業証明書（子育て世帯移住支援金申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所 (移 住 前)	
勤 務 者 住 所 (移 住 後)	
勤 務 先 部 署 の 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
交 付 金 に よ る 資 金 提 供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び小千谷市の求めに応じて、新潟県及び小千谷市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

小千谷市長

小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり子育て世帯移住支援金の交付決定及び額の確定をしたので通知します。

子育て世帯移住支援金 _____ 円

・振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※子育て世帯移住支援金は、お届けいただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 本市は、小千谷市子育て移住・就業等支援事業における子育て移住支援金交付要綱第11条の規定により、以下の場合には、子育て世帯移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：半額
(就業の場合)
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 2 本市は、小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第10条の規定により、本事業の適切な実施等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものとみなし、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

様

小千谷市長

小千谷市子育て世帯移住支援金不交付決定通知書

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり子育て世帯移住支援金を交付しないことに決定したので通知します。

不交付の理由

小千谷市長 あて

小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書再交付申請書

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第8条の規定により、小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
再交付を申請する理由			

※添付書類

写真付き身分証明書の写し

年 月 日

様

小千谷市長

小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書 (再交付)

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第9条の規定により、次のとおり子育て世帯移住支援金の交付決定及び額の確定をしたので通知します。

子育て世帯移住支援金 _____ 円

・振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※子育て世帯移住支援金は、お届けいただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号 (下3桁)：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 本市は、小千谷市子育て移住・就業等支援事業における子育て移住支援金交付要綱第11条の規定により、以下の場合には、子育て世帯移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：半額
(就業の場合)
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 2 本市は、小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第10条の規定により、本事業の適切な実施等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものとみなし、備考1に定める返還請求を行う場合があります。